

## 工事の概要（参考）

本資料は、盛岡職安（20）建築改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、盛岡職安（岩手県盛岡市紺屋町 7-26）において、経年により劣化した建物外壁と外部建具を改修し老朽化対策を実施することで、来庁者及び職員への安全・安心の確保を目的としています。

#### （1）主な工事内容

##### ○庁舎改修（鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 1,317 m<sup>2</sup>）

- ・外壁（屋外階段含む）の改修を行います。
- ・外部建具の改修を行います。

##### ○電気設備工事

- ・建築工事に伴う電灯設備、拡声設備、動力設備改修を行います。

##### ○機械設備工事

- ・建築工事に伴う空気調和設備改修を行います。

#### （2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

##### 1）施工時期の制限

- ・特にありません。

##### 2）施工時間の制限

- ・作業時間は、平日・土日等の閉庁日共に 8 時 30 分から 17 時 15 分までを原則とします。
- ・建具改修（カバー工法）の工事は、土日等の閉庁日での作業とします。
- ・建具改修に伴い支障となる備品等の移動は入居者が行うものとします。移動作業は閉庁日の前日までに行い、復旧作業は開庁日前日の 17 時 30 分から行うこととします。

##### 3）施工手順の制約

- ・特にありません。

#### 4) 施工条件等

- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行います。
- ・仮設については、9/31の案内図・配置図（仮設計画図）を参照してください。

#### 5) その他

- ・付近道路は通学路であり、車両の通行に注意してください。
- ・入居者が移動する備品類は下記のとおりです。  
パソコン、電話、椅子、その他机上の書類等。
- ・工事を実施するうえで固定家具の移動が必要な場合は、入居者が行いますので、監督職員と協議してください。
- ・工事期間中、入居者は車庫を使用しません。
- ・工事車両の駐車場は別地借り上げとし、借用地は監督職員との協議による。なお、借用地面積は車両3台分とし、借用料は約12,000円/月程度（借用期間約5ヶ月）とします。
- ・本工事に関連する別契約の工事の発注を予定しております。（工事名：盛岡職安（20）機械設備改修工事 予定工期：R2年7月～R3年2月）

## **2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等**

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

### **(1) 実勢を踏まえた積算の運用について**

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和2年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

### **(2) 施工条件等の円滑な協議について**

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

### **(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

#### (4) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としてあります。(工事補足説明事項1.(8)参照)

#### (5) 週休2日促進工事について

受注者が希望する場合に、工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組む、「週休2日促進工事」としてあります。

現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費を補正し、請負代金額を変更します。(工事補足説明事項2.(25)参照)

#### (6) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量活用方式」を適用してあります。(工事補足説明事項8.(3)参照)

#### (7) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としてあります。(工事補足説明事項8.(7)参照)

#### (8) 見積活用方式について

工事の円滑な施工確保を図るため、実勢価格を予定価格に適切に反映する「見積活用方式」を行う工事としてあります。

発注者が求める項目について、入札参加者から見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とします。

見積対象とする項目については、入札説明書及び見積依頼書によります。

### **3. その他**

#### (1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事(または業務)への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

①工事名称(または業務名称)

②工事種別・工事の等級区分・施工場所(または業務種別)

③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURL  
またはQRコードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再  
登録の必要はありません。）



[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html)

